

青森県国民保護計画の変更の概要

1 「国民の保護に関する基本指針の一部変更（令和８年３月31日閣議決定）」を踏まえた変更

(1) 避難住民等の救援の充実

国民保護法施行令改正（令和７年８月）により、救援に「福祉サービスの提供」を追加

(2) 事業者との連携

国民保護訓練等の成果を踏まえ災害時応援協定等を参考に事業者との連携を図る旨を追記

(3) 武力攻撃等の緊急事態を想定したシェルターの確保の更なる推進

国が、シェルター確保に係る基本的な方針について定めるものとする旨の明記

2 その他の変更

(1) 令和８年４月１日から災害救助に関する事務が健康医療福祉部から危機管理局へ異動したことの反映

(2) 水道行政の移管により「生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池）」について所管省庁を「厚生労働省」から「国土交通省」へ修正

(3) 時点修正

第１編総論の気候、人口分布図及び道路の位置図を最新のものに変更